

判決年月日	平成 27 年 2 月 26 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事件番号	平成25年(行ケ)10115号		

○名称を「光学情報読取装置」とする発明について、引用発明との相違点に係る構成は、引用発明に基づいて容易に想到し得たとは認められず、さらに、訂正発明の特許請求の範囲の記載が明確性要件を充足しないものということもできないとして、独立特許要件を満たさないことを理由に訂正審判請求を不成立とした審決が取り消された事例

(関連条文) 特許法 29 条 2 項, 同法 36 条 6 項 2 号

本件は、名称を「光学情報読取装置」とする発明（特許第 3823487 号）について、原告が、訂正審判請求不成立審決がされたため、その取消しを求めている事案である。

審決は、本件訂正発明は、引用発明に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであり、また、本件訂正発明の特許請求の範囲の記載は、明確性要件を満たしていないから、特許出願の際独立して特許を受けることができないとするものである。

これに対し、本判決は、審決における本件訂正発明 1 と引用発明との相違点の認定は、その前提となる一致点の認定が相当でないことに加え、相互に関連する構成を相違点 1 ～ 3 に分説した点において、相当とはいえないものであるとして、改めて本件訂正発明 1 と引用発明との一致点及び相違点を認定した上、刊行物 1 には、光学的センサ（CCD）の問題点や結像レンズや絞り等の光学系も含めた構成や構造については全く記載はなく、そもそも、刊行物 1 に記載された発明は、光学的センサ等についての課題の解決を目的とするものではないから、刊行物 1 に接した当業者において、光学的センサ（CCD）として「複数の受光素子が 2 次元的に配列されると共に、当該受光素子毎に集光レンズが設けられた光学的センサ」を用いることを想定し、その上で、かかる光学的センサを用いた場合における周辺部での感度低下等の問題点を想起し、かかる問題点の解決のために、結像レンズや絞り等の光学系に係る技術の適用を試みるであろうとは認められず、また、甲 8 ～ 10 にも、周知技術を光学情報読取装置における 2 次元コードの読み取りに適用することを開示又は示唆する記載もないのであるから、引用発明において、相違点 A に係る本件訂正発明 1 の構成を備えるようにする動機付けは見出し難いというべきであるから、当業者において、引用発明に基づいて、相違点 A に係る本件訂正発明 1 の構成を備えるようにすることが容易に想到し得たとは認められない旨判断した。

さらに、本判決は、本件訂正後の請求項 1 の特許請求の範囲の記載自体が不明確であって、請求項 1 の発明の外延が認識できないものということとはできず、また、「露光時間などの調整で、中心部においても周辺部においても読取が可能となるようにした」と

の記載は、本件訂正発明の作用効果を表現した記載であると容易に認識することができるものであるから、明確性要件を充足しないものということとはできない旨判断した。

本判決は、上記と異なる判断をした審決を取り消した。